

北方町第八次総合計画
北方町第三期総合戦略
(案)

令和7年3月

岐阜県本巣郡北方町

計画策定にあたって

目次

第1部 序論

I 計画策定の趣旨	3
II 計画の構成と期間	4
III 本計画の特色	5
IV 私たちのまち“北方”の姿.....	6

第2部 基本構想

I まちの将来像	15
II まちづくりの基本姿勢と基本目標	16
III 将来指標	18
IV 施策の大綱	19

第3部 基本計画

基本目標 I 次世代がたくましく育つまち	23
基本目標 II いつまでも健やかに暮らせるまち	35
基本目標 III 地域の力で守る安全・安心のまち	51
基本目標 IV 新しい魅力を創造するまち	59
基本目標 V 快適に住み続けられるまち	69
基本目標 VI つながりの輪を広げ共に支えあうまち	81

第 1 部 序論

I 計画策定の趣旨

総合計画とは、町が長期的な展望の下で自治体運営の基本理念やあるべき姿を定めるとともに、あらゆる分野における目標や施策を網羅し、地域住民の役割や関与にも言及した最も基礎となる計画です。

本町では、北方町第七次総合計画において「“つながり”で築く躍動するまち」を掲げ、住民と行政とが協働して政策に取り組むという姿勢でまちづくりを進めるとともに、第二期北方町総合戦略を策定し、施策の推進を図ってきました。

この間、我が国においては、人口減少、少子高齢化、大都市圏への人口の移動に伴う地方における働き手不足、経済の停滞等が進行しており、私たちを取り巻く環境は刻々と変化しています。

本町においても、今後、人口の減少は避けられず、経済の縮小や地域社会の衰退を招くことも考えられます。このため、誰もがこの場所に「住み続けたい」

「住んでみたい」と思えるような魅力あるまちづくりを推進する必要があります。

このような現状を踏まえ、各分野の施策の充実を図るとともに、住みやすさを追求し、住民と行政との更なる協働を進めていくため、新たに総合計画と総合戦略を一体化した「北方町第八次総合計画・北方町第三期総合戦略」を策定します。

II 計画の構成と期間

本計画は、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく、地方版総合戦略と一体のものとし、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」により構成します。

○基本構想

基本構想は、長期的展望の下に本町が目指す将来像を掲げ、まちづくりの目標を設定し、その実現のための施策の大綱を示すものです。期間は、令和7年度から令和14年度までの8年間とします。

○基本計画

基本計画は、「基本構想」に基づき、町の将来像を実現するために必要な施策を総合的、体系的に示したものです。期間は、令和7年度から令和14年度までの8年間とします。

○実施計画

実施計画は、「基本計画」で示した施策に基づき、実施すべき事業を明確化するものです。各年度における事業の進捗状況や、財政事情等を勘案しながら、適宜見直しを行います。

Ⅲ 本計画の特色

1. 総合計画と総合戦略の一体化

本計画は、「総合計画」と「総合戦略」を一体化して策定します。総合戦略においては、重要業績評価指標（KPI）を設定し、効果検証を行い、改善を図ることとされているため、本計画においても施策の方向毎に「重要業績評価指標（KPI）」を設定しています。

2. SDGsとの関係

SDGsは、Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略で、2015年の国連サミットで採択された2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の17の開発目標です。

SDGsは、すべての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に総合的に取り組むもので、その達成に向けて、様々な関係者の連携が重要となります。

本町においても、本計画を遂行することはSDGsの達成に資するものであるとの考えのもと、各種施策を推進していきます。

SDGsの17のゴール（目標）



IV 私たちのまち“北方”の姿

1. 北方町の概要

本町は、岐阜県の南西部、濃尾平野の北部に位置し、東は岐阜市、北西は本巣市、南は瑞穂市と隣接しています。そして、東西 1.85 キロメートル、南北 4.2 キロメートル、面積は 5.18 平方キロメートルと、南北に細長くなっており、町内には一級河川の天王川、糸貫川と普通河川の長谷川等の河川が南北に流れています。

本町は、明治 22 年の町村制の実施に伴い北方町としてスタートして以来、約 130 年が経過しています。古き伝統や歴史に育まれた文化の町であり、木造聖観音立像や木造不動明王立像、楼門等、貴重な文化財も数多く残され、これらは、国の指定重要文化財として円鏡寺に奉納されています。これらの古きよき伝統や文化を守りながら、土地区画整理事業及び土地改良事業により土地の形態や、生活の根幹となるライフライン（上下水道）及び都市計画道路・公園等を整備するとともに、教育や社会福祉をはじめとする住民の住環境の整備を積極的に推進したことにより、現在は人口密度が県下一となっています。

また、交通の面においては、岐阜バス6路線、国道 157 号、主要地方道北方多度線、岐阜関ヶ原線がそれぞれ岐阜市方面あるいは大垣市方面へと結ばれており、これらを利用すると岐阜市中心部まで 20 分以内、大垣市まで 30 分以内、名古屋市まで 60 分内外で到達することができます。このような恵まれた立地条件により、名古屋市をはじめとする中京圏の住宅都市として発展してきました。そして、行政、経済、教育、文化、商業等にわたり、旧本巣郡内の拠点的な役割を果たしてきました。また、岐阜地域広域市町村圏計画においては、西部地域における経済的交流地域の商業拠点都市として位置づけられています。

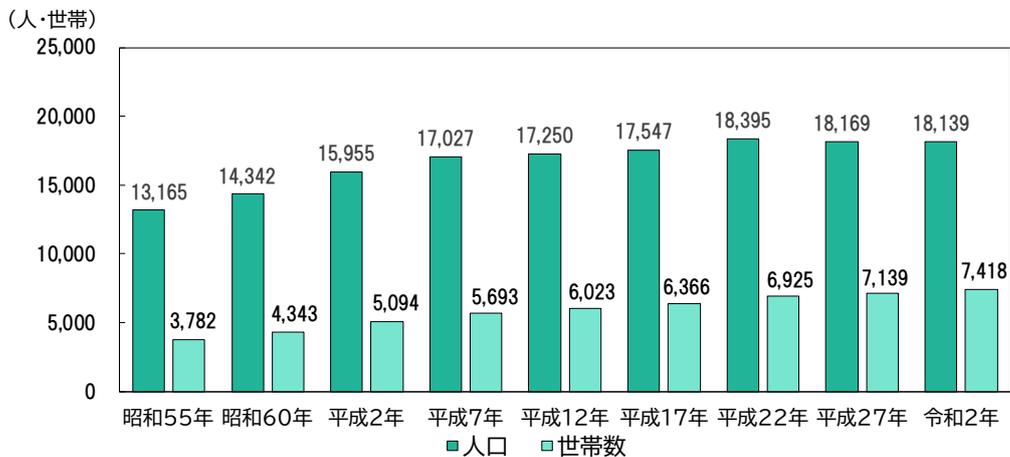
2. 北方町の現況

(1) 人口・世帯

① 人口と世帯数の推移

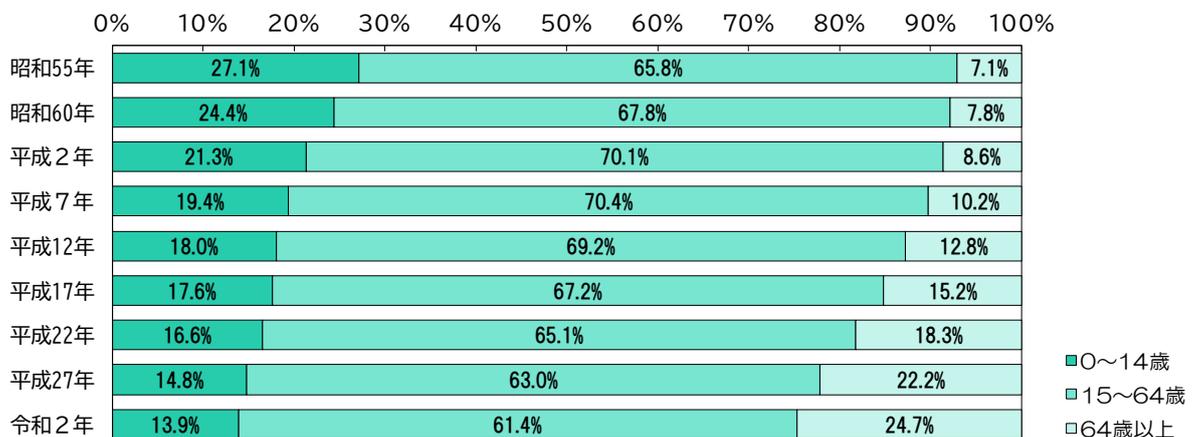
本町の人口は、昭和 55 年以来増加してきましたが、平成 27 年以降はわずかに減少しており、令和 2 年には 18,139 人となっています。また、世帯数は昭和 55 年から増加し続けており、令和 2 年には 7,418 世帯となっています。一方で、世帯あたりの人数をみると、昭和 55 年の 3.5 人から令和 2 年には 2.4 人と大きく減少しています。

図：人口と世帯数の推移



本町の年齢階層別人口構成比の推移をみると、65 歳以上の割合が年々伸びており、令和 2 年には 4 人に 1 人の割合となっています。一方、0～14 歳の割合は、年々減少し続けています。このことから明らかなように、本町においても少子高齢化が顕著であるといえます。

図：年齢階層別人口構成比の推移



表：年齢階層別人口構成比の推移

区分	総人口 (人)	年少人口 (0~14歳)	生産年齢 人口 (15~64歳)	老年人口 (65歳以上)	年齢 不詳	世帯数 (世帯)	平均世帯人員 (人)
昭和60年	14,342	3,500	9,719	1,123	—	4,343	3.3
平成2年	15,955	3,397	11,177	1,376	5	5,094	3.1
平成7年	17,027	3,300	11,981	1,746	—	5,693	3.0
平成12年	17,250	3,109	11,938	2,203	—	6,023	2.9
平成17年	17,547	3,079	11,793	2,675	—	6,366	2.8
平成22年	18,395	3,052	11,983	3,360	—	6,925	2.7
平成27年	18,169	2,697	11,443	4,028	1	7,139	2.5
令和2年	18,139	2,501	11,063	4,455	120	7,418	2.4

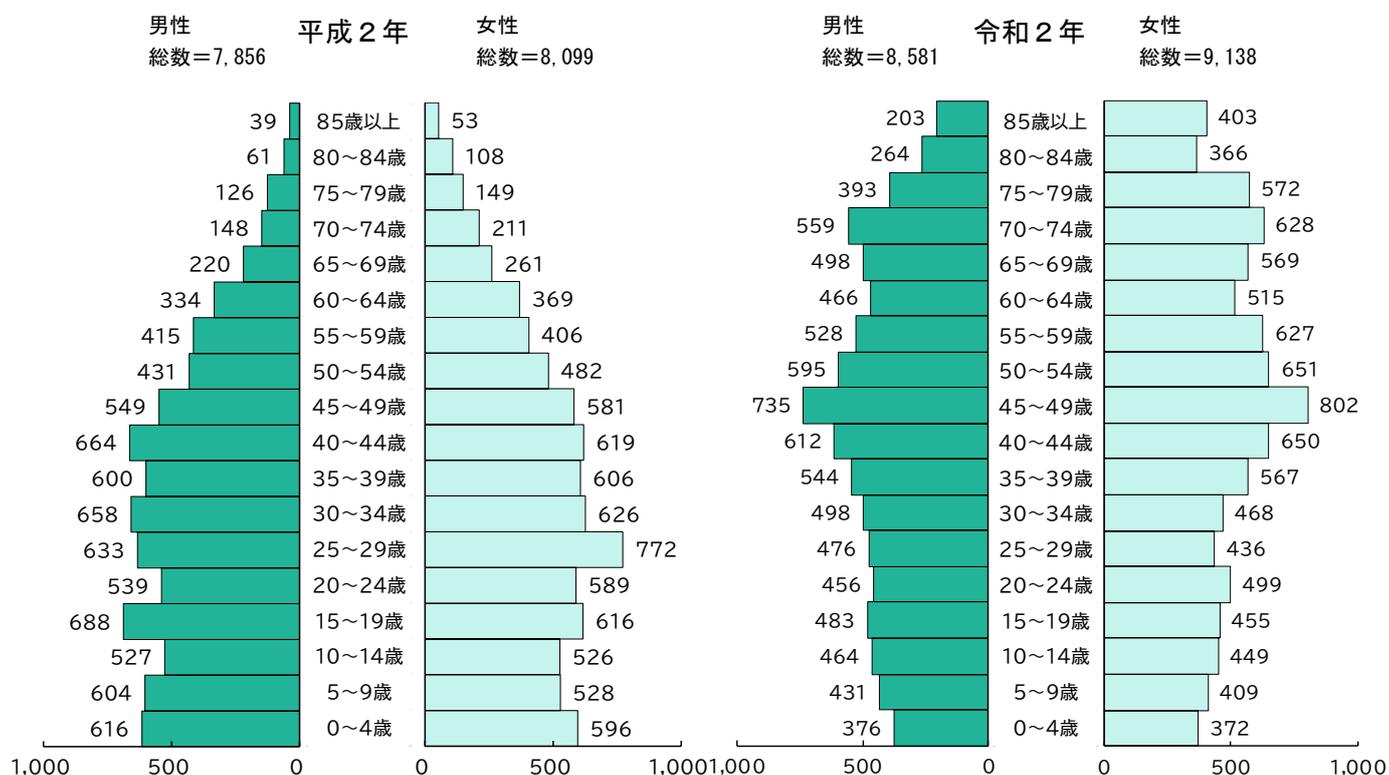
※年齢不詳とは国勢調査時点で年齢を把握できなかった人をいいます。

資料：国勢調査

② 年齢・性別人口

本町の人口構造を人口ピラミッド（性別年齢別人口分布）で見ると、平成2年には「釣鐘型」であったのが、令和2年には出生数の減少及び高齢者の増加により、「壺型」に近い形になっています。

図：5歳階級年齢別男女別人口（平成2年と令和2年の比較）



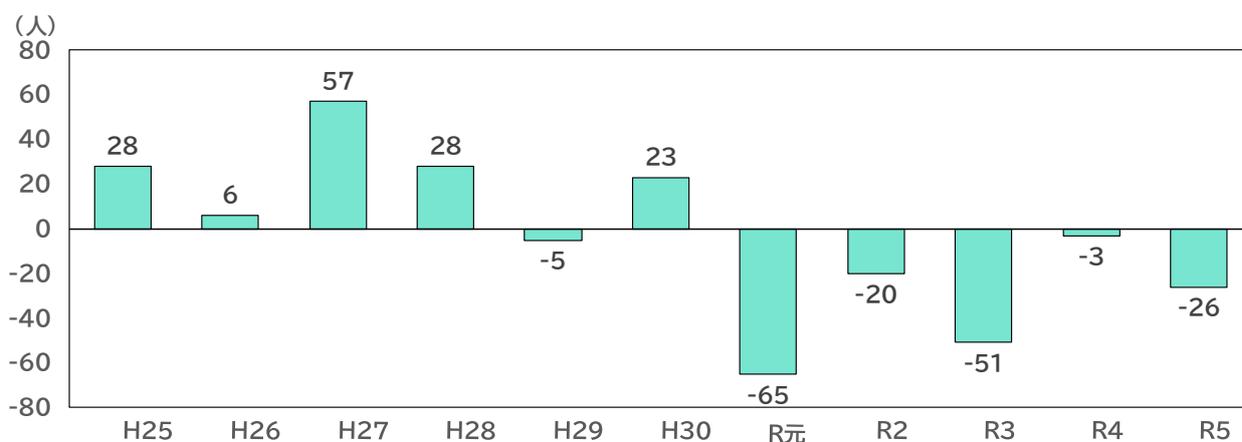
資料：岐阜県人口動態統計調査（10月1日現在）

(2) 人口動態

① 自然動態

出生数と死亡数による人口の増減をみると、平成30年までは出生数が死亡数を上回る自然増が続いていましたが、令和元年以降は死亡数が出生数を上回る自然減となっています。今後、自然動態については、マイナス傾向が継続すると予想されます。

図：自然動態の推移



表：出生数・死亡数の推移

(人)

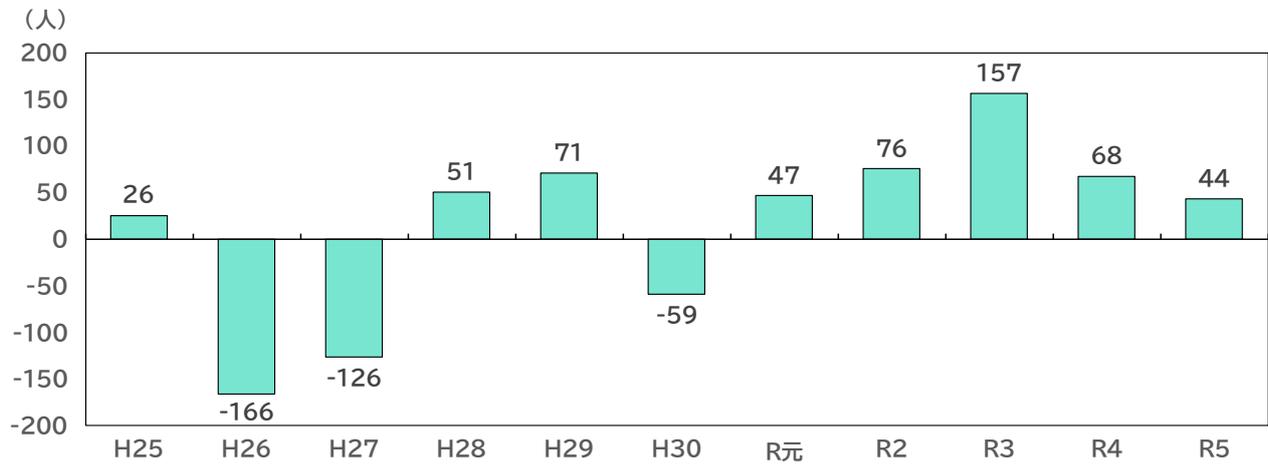
区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
出生数	179	156	196	157	157	184
死亡数	151	150	139	129	162	161
増減	28	6	57	28	-5	23
区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	
出生数	114	124	124	149	146	
死亡数	179	144	175	152	172	
増減	-65	-20	-51	-3	-26	

資料：岐阜県人口動態統計調査

② 社会動態

転入と転出による人口の増減をみると、平成26年、平成27年に大幅な転出超過となった後は、転入超過の傾向が続いています。ただ、増減数は一定でなく、今後の傾向も予想ができない状況となっています。

図：社会動態の推移



表：転入数・転出数の推移

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
転入数	1,069	977	926	1,036	1,018	906
転出数	1,043	1,143	1,052	985	947	965
増減	26	-166	-126	51	71	-59
区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	
転入数	1,000	971	1,013	915	936	
転出数	953	895	856	847	892	
増減	47	76	157	68	44	

資料：岐阜県人口動態統計調査

(3) 産業・経済

① 就業者数の推移

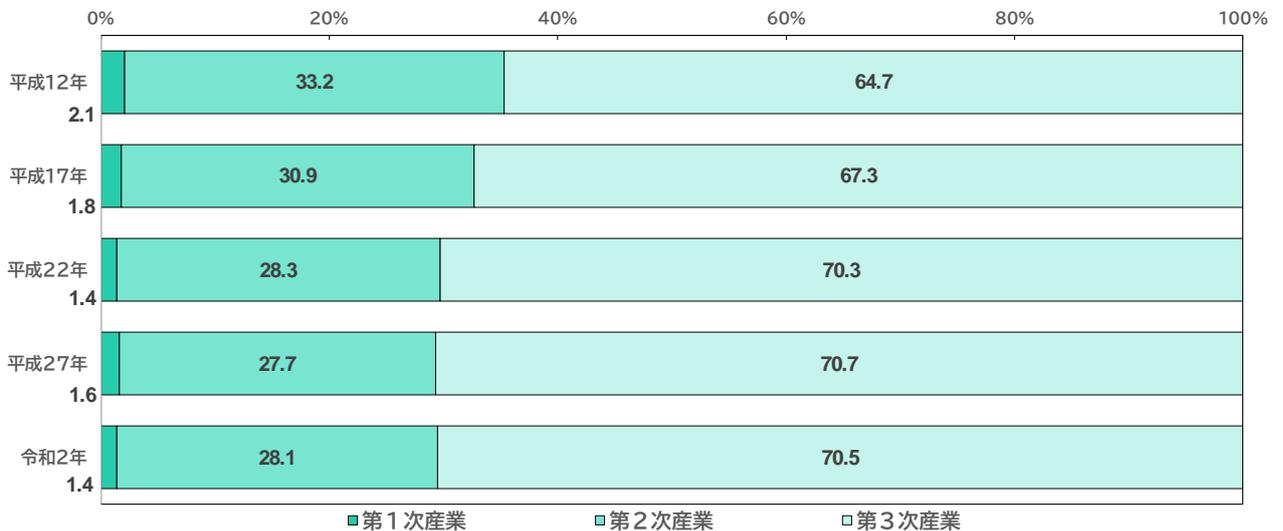
平成 12 年からの推移をみると、平成 27 年までは増加傾向にありますが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和 2 年は 8,680 人と減少しています。産業別の就業者割合を見ると、第 1 次産業と第 2 次産業は減少傾向、第 3 次産業は増加の傾向にあります。

表：産業大分類別の就業者数

区 分	総就業者数 (人)	第 1 次産業		第 2 次産業		第 3 次産業		分類 不能 (人)
		就業者 数 (人)	就業者 割合 (%)	就業者 数 (人)	就業者 割合 (%)	就業者 数 (人)	就業者 割合 (%)	
平成 12 年	8,935	189	2.1	2,967	33.2	5,774	64.7	5
平成 17 年	8,985	157	1.8	2,779	30.9	6,048	67.3	1
平成 22 年	9,051	123	1.4	2,562	28.3	6,354	70.3	12
平成 27 年	9,337	142	1.6	2,584	27.7	6,583	70.7	28
令和 2 年	8,680	116	1.4	2,432	28.1	6,059	70.5	73

資料：国勢調査

図：産業大分類別の就業者数



② 産業別総生産の推移

産業別総生産の推移をみると、平成 23 年以降 400 億円程度で推移していましたが、近年は増加の傾向がみられます。これは第 2 次産業が大きく増加したことが要因と考えられます。

表：産業別総生産の推移

区 分	平成 23 年		平成 24 年		平成 25 年	
	生産額 (百万円)	構成比 (%)	生産額 (百万円)	構成比 (%)	生産額 (百万円)	構成比 (%)
第 1 次産業	157	0.4	176	0.4	166	0.4
第 2 次産業	4,221	10.4	4,296	10.6	5,401	13.0
第 3 次産業	36,101	89.2	36,098	89.0	36,117	86.6
総 数	40,479	100.0	40,570	100.0	41,684	100.0
区 分	平成 26 年		平成 27 年		平成 28 年	
	生産額 (百万円)	構成比 (%)	生産額 (百万円)	構成比 (%)	生産額 (百万円)	構成比 (%)
第 1 次産業	37	0.1	64	0.2	88	0.2
第 2 次産業	4,544	11.6	4,410	11.0	6,733	15.5
第 3 次産業	34,636	88.3	35,760	88.9	36,541	84.3
総 数	39,217	100.0	40,234	100.0	43,362	100.0
区 分	平成 29 年		平成 30 年		令和元年	
	生産額 (百万円)	構成比 (%)	生産額 (百万円)	構成比 (%)	生産額 (百万円)	構成比 (%)
第 1 次産業	106	0.3	121	0.3	139	0.3
第 2 次産業	4,183	10.2	4,138	10.0	5,764	13.5
第 3 次産業	36,815	89.6	37,054	89.7	36,927	86.2
総 数	41,104	100.0	41,313	100.0	42,830	100.0
区 分	令和 2 年		令和 3 年			
	生産額 (百万円)	構成比 (%)	生産額 (百万円)	構成比 (%)		
第 1 次産業	156	0.3	175	0.4		
第 2 次産業	10,087	22.2	9,082	20.4		
第 3 次産業	35,186	77.5	35,324	79.2		
総 数	45,429	100.0	44,581	100.0		

資料：岐阜県統計課「市町村民経済計算」

第2部 基本構想

I まちの将来像

本町は、これまで、社会環境の変化や地域課題に対応しながら、住民参加のまちづくりを進めてきました。現在は、高齢化や核家族化により、ひとり暮らし高齢者や子育て家庭等、支援の必要な人が増加していることから、今後は住民同士のつながりがより一層求められます。

また、持続可能なまちづくりを行っていくうえでは、これまでの施策方針を継承しつつ、住民と行政がそれぞれの役割を担い、協働していくことが重要です。

そのため、住民と行政、住民同士のつながりをより強固なものとし、人や地域、歴史や文化等が将来に向けてより磨かれていくよう、本町の将来像を「新たな感動とつながり 未来輝く北方」と定め、より一層魅力のあるまちづくりを進めます。

新たな感動とつながり 未来輝く北方

写真挿入

II まちづくりの基本姿勢と基本目標

1. 基本姿勢

本町は、次の3点をまちづくりの基本姿勢とします。

- 安全・安心で誰もが暮らしやすいまち
- 歴史・伝統と利便性が調和する住みやすいまち
- 持続可能な未来に向けたつながりのあるまち

●安全・安心で誰もが暮らしやすいまち

生活環境を整え、誰もが安全・安心に暮らすことができるまちを目指します。

●歴史・伝統と利便性が調和する住みやすいまち

歴史や伝統を受け継ぎ未来へ残していくとともに、便利で快適な生活を送ることができる住みやすいまちを目指します。

●持続可能な未来に向けたつながりのあるまち

持続可能な未来に向けて、人と人とのつながりを感じることができるまちを目指します。

2. 基本目標

まちの将来像を実現するため、次の6つの目標を設定します。

基本目標

I 次世代がたくましく育つまち

II いつまでも健やかに暮らせるまち

III 地域力で守る安全・安心のまち

IV 新しい魅力を創造するまち

V 快適に住み続けられるまち

VI つながりの輪を広げ共に支えあうまち

Ⅲ 将来指標

本町の人口は令和2年度の国勢調査では 18,139 人であり、近年は若干ながら減少傾向にあります。しかしながら、全国的に人口減少が進行する中で、本町の人口は微減にとどまっています。

本計画では、定住人口の維持に結びつくような施策の実施により、今後も人口の減少を緩やかなものとしていきます。

図：人口の推移



資料:平成7年～令和2年は国勢調査、令和7年以降は推計を踏まえた目標値

IV 施策の大綱

1. 計画の体系

まちの将来像	まちづくりの 基本姿勢	基本目標
<p>新たな感動とつながり 未来輝く北方</p>	<p>安全・安心で誰もが 暮らしやすいまち</p>	<p>I 次世代がたくましく育つまち</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 子育て支援 2 学校教育 3 家庭・地域の教育 4 平和・人権教育
	<p>歴史・伝統と利便性 が調和する住みや すいまち</p>	<p>II いつまでも健やかに暮らせるまち</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域福祉 2 高齢者福祉 3 障がい者(児)福祉 4 保健・医療 5 社会保障 6 生涯学習
	<p>持続可能な未来に 向けたつながりの あるまち</p>	<p>III 地域ので守る安全・安心のまち</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 防災・消防 2 防犯・交通安全
		<p>IV 新しい魅力を創造するまち</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 商工業 2 農業 3 観光 4 文化・スポーツ
		<p>V 快適に住み続けられるまち</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 都市基盤 2 地域公共交通 3 上水道・下水道 4 環境・衛生
		<p>VI つながりの輪を広げ共に支えあうまち</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住民参加・協働 2 地域コミュニティ・ボランティア 3 行財政運営

第3部 基本計画

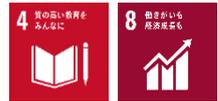
基本目標 I

次世代がたくましく育つまち

施策とその内容

- 1 子育て支援
- 2 学校教育
- 3 家庭・地域の教育
- 4 平和・人権教育

1 子育て支援



今後の方向性

公私連携幼保連携型認定こども園の設置により、民間の教育・保育サービスとの連携を図るとともに、開園に合わせ一時預かり等の子育てサービスの充実を図ります。

また、こども家庭センターの充実を図り、すべての妊産婦・子育て世代・子ども・若者へ切れ目のない支援を提供し、安全に安心して子育てができる環境の整備に努めます。

現状と課題

現状

- 誰もが安心して子育てができる環境の充実を目指し、ファミリー・サポート・センターの事業を継続して行っています。
- 平成 30 年に子育て世代包括支援センターを開設し、妊娠期から子育て期にわたり継続した支援を行ってききましたが、令和 6 年度からは「こども家庭センター」として福祉子ども課と保健センターにこども家庭支援員を配置し、様々な子育て家庭へのきめ細かな支援体制を整備しています。
- すべての子育て家庭に対して、相談・健診を通じて、子どもの育ちに共感し、子どもだけでなく保護者の気持ちに寄り添った支援を行っています。

課題

- 保育園の民営化に合わせて町立保育園の統廃合を進め、認定こども園の設置を推進するとともに、開園に伴い、これまで本町が実施していない、一時預かり等の子育てサービスの充実が必要です。
- 様々な問題を抱えた子育て家庭がある中、個々のニーズに合った支援体制の充実が必要です。
- 子どもの発育・発達のみならず、保護者の思いや考えを尊重し、安心して子育てができるよう寄り添った支援の更なる充実が必要です。

主な取り組み

施策の方向

(子育て支援サービスの充実)

- 地域全体で子育て家庭を応援する機運を高めるための意識啓発や、子育てに協力する体制づくりを推進し、公私連携幼保連携型認定こども園の開園に合わせ、一時預かり等の子育てサービスの充実を図ります。
- 未就園児の保護者をはじめとした、子育て世代が気軽に相談できるよう、子ども館（子育て支援センター）や認定こども園、こども家庭センター、保健センター等における相談窓口の充実を図ります。
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施等、保育の概念が大きく変わりつつある社会において、多様なニーズに合わせた保育の確保に努めます。

(包括的な子育て支援の推進)

- 妊娠期から子育て期にわたり継続した支援を実施するため、関係機関の連携を強化し、様々な子育て家庭へのきめ細かな支援の充実を図ります。
- すべての子育て家庭が、安心して子育てでき、子どもたちが笑顔で暮らせるよう、相談体制や教室の充実を図ります。

主な事業

事業名		担当課
1	子育て支援助成金の支給	福祉子ども課 教育委員会 健康推進課 住民保険課
2	延長保育事業	
3	障がい児保育事業	
4	病児保育事業	
5	子ども館事業（子育て支援センター）	
6	子ども医療費助成事業	
7	母子家庭等医療費助成事業	
8	父子家庭医療費助成事業	
9	小規模認可保育事業	
10	ファミリー・サポート・センター事業	
11	児童虐待防止ネットワーク強化事業	
12	妊娠期の相談・訪問事業、パパママ学級、産後ケア事業	
13	乳幼児訪問事業	
14	乳幼児健診・相談事業	
15	こども家庭センター事業	
16	家庭支援事業	

重要業績評価指標（KPI）

指標名	現状値（令和6年度）	目標値（令和14年度）
北方町が子育てしやすい町と 思う世帯の割合	就学前児童世帯 57.9% 小学生児童世帯 54.6%	次回調査令和11年度 就学前児童世帯 65.0% 小学生児童世帯 60.0%
認定こども園数	1園	3園
子ども館年間利用者数	54,772人	57,000人
ファミリー・サポート・センタ ーの登録会員数	193人	200人
低出生体重児の割合	6.0%	6.0%
産後ケア事業の利用者数	6人	30人
3歳児健診受診率	98.6%	99%

※現状値については、原則令和6年度見込みであるが、一部令和5年度実績を含む（以降のKPI現状値も同様）。

2 学校教育



今後の方向性

誰もが安心して楽しく学び、今後の社会を生きるために大切な「主体的にたくましく生きる力」を身に付けるために、次のことに重点を置きます。

- ・幼保小中 15 年間の一貫保育教育を推進し、学力の向上を図ります。
- ・相談室や校内教育支援センター、学びの多様化学校等の充実を図り、誰もが安心して学べる居場所づくりをします。
- ・ICT教育や英語教育等の充実を図り、表現力や思考力を伸ばします。
- ・独自教科「北方科」や地域の様々な人との交流を通じて、豊かな心の育成やキャリア教育の充実を図ります。

現状と課題

現状

- ・令和5年度に小学校3校と中学校1校を義務教育学校2校に、幼稚園1園と保育園1園をこども園1園に再編し、幼保小中 15 年間の一貫保育教育を開始しています。
- ・いじめ問題対策連絡協議会を定期的を開催し、いじめに適切に対応する体制づくりを推進しています。
- ・不登校対策としてスクールハートサポーターの配置や校内校外教育支援センターの設置、令和6年度からは、学びの多様化学校を設置しています。
- ・自然災害に対する防災教育として命を守る訓練、交通事故から身を守るため交通安全教室等の安全教育を行っています。

課題

- ・幼保小中 15 年間一貫教育の充実により子ども一人ひとりへの理解を深め、誰もがより安心して学び合える学校を目指していくことが必要です。
- ・北方の子どもたちが、これからの社会で活躍するために「主体的でたくましい北方の子」を育てていくことが必要です。

主な取り組み

施策の方向

（教育活動の充実）

- 幼保小中 15 年間の一貫保育教育を推進することにより、学力の向上を図ります。
- 郷土を愛し未来を切り拓く力を育む「北方科」の学習を推進します。
- 子どもたちの学習意欲を高めるために、ICTを活用した効率・効果的な教育を推進します。
- 外国語に慣れ親しみ、文化の違いを尊重し合う心を育成するため、外国語教育の充実に努めます。
- 自然災害に対する防災教育や、交通事故から身を守るための安全教育を充実し、「命を守る教育」を推進します。
- 子どもたちが夢を持ち相手を思いやるなどの豊かな心が育つように、心の教育を推進します。
- 子どもたちの健やかな体が育つよう、食育指導やスポーツ・文化活動を推進します。
- 個に応じた支援の充実に努めるために、特別支援学級や通級指導教室の充実に努め、一人ひとりに応じたきめ細やかな支援に努めます。
- 教員が元気に子どもたちに向き合うことができるよう、環境整備や自主研修センターの活用等を推進します。
- 主体的な学び合いを通じて、確かな学力が身につくように、教員の指導力の向上を図ります。
- 地域、家庭、学校、こども園、保育園が目標や情報を共有し、「地域とともに歩む園・学校」の充実に努めます。

（教育環境の充実）

- 誰もが大切にされる居場所（学びの多様化学校、教育支援センター等）づくりを推進します。
- 子どもたちが安全な環境で充実した学びができるように、教育施設や設備の計画的な改修を図ります。
- 子どもたちが安心して学ぶことができるよう、いじめ、不登校、問題行動に適切に対応するための体制を強化します。

主な事業

事業名		担当課
1	生きる力育成推進事業	教育委員会
2	特別支援教育推進事業	
3	教員の勤務適正化事業	
4	ICT設備や教材の整備	
5	コミュニティ・スクール事業	
6	学校施設における非構造部材の耐震化	
7	生徒指導体制の整備	

重要業績評価指標（KPI）

指標名	現状値（令和6年度）	目標値（令和14年度）
自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合	前期課程 86% 後期課程 81%	前期課程 90% 後期課程 85%
認知したいじめのうち解消したものの割合	95%	100%
授業において自分で考え、自分から取り組んでいると思う児童生徒の割合	前期課程 81% 後期課程 78%	前期課程 85% 後期課程 85%
授業でよくICT機器を使用した児童生徒の割合	前期課程 70% 後期課程 89%	前期課程 80% 後期課程 95%

3 家庭・地域の教育



今後の方向性

共働き世帯の増加、インターネットやSNSによるトラブルの発生等、子育てに対する不安を抱える保護者が増える中、家庭教育の重要性が高まっています。

そこで、今後も、子育てについて気軽に相談できる窓口の設置や、保護者同士が「つながり、学び合える」機会の充実を図る等、家庭教育への支援の充実に努めます。また、「子どもの居場所づくり」の充実を図ります。

北方コミュニティ学園協議会を軸として、学校の枠にこだわらず、町全体で子どもたちへの支援を行い、地域全体で子どもを育てる意識の高揚を図ります。

現状と課題

現状

- ・こども園・義務教育学校の家庭教育学級の運営支援を実施するとともに、各家庭には「子育てハンドブック」を配布し、啓発を行っています。
- ・放課後、保護者等が家にいない家庭を対象に、放課後児童クラブでの受け入れを行い、放課後子ども教室においては学習の場や遊びの場を提供する等、「子どもの居場所づくり」を推進しています。

課題

- ・多様化するニーズに対応できる家庭教育への支援を充実させることが必要です。
- ・地域と学校がそれぞれの考えを共有し、共に歩むことで地域の教育力の向上を図ることが必要です。

主な取り組み

施策の方向

(家庭教育への支援)

- こども園、学校での家庭教育学級の充実を推進します。
- 子育てサークルや各種講座、家庭教育学級を通じて、学習機会を提供したり、子育ての相談に応じたりする体制について、必要に応じてオンラインを活用する等、誰もが参加できる体制整備を図ります。
- 放課後児童クラブを必要としている児童に対して、適切に支援できる体制の充実に努めます。
- 子どもたちの居場所づくりとして、放課後児童クラブと連携を図りつつ、児童を対象とした放課後子ども教室の充実を図ります。

(地域の教育力の向上)

- 学校・家庭・地域が「育てたい子ども像」を共有し、北方コミュニティ学園協議会を軸とした支援体制の充実を図ります。
- 「子どもサミットの日」の実践活動を継続し、地域住民とともに町全体で子どもを見守る体制の充実に努めます。

主な事業

事業名		担当課
1	家庭教育学級リーダー研修会	教育委員会
2	放課後児童クラブ	
3	放課後子ども教室	
4	学校運営協議会	
5	北方コミュニティ学園協議会	
6	MSK・MSJ活動（青少年の規範意識を高める自主的活動）	

重要業績評価指標（KPI）

指標名	現状値（令和6年度）	目標値（令和14年度）
家庭教育学級参加者の満足度	80%	90%
放課後子ども教室の年間開催回数	19回	21回

4 平和・人権教育



今後の方向性

「北方町非核平和都市宣言」を宣言して以来、毎年平和・人権祈念講演会を開催し、住民の平和意識の高揚を図るとともに、北方学園においても平和教育を推進し、児童生徒たちに平和の大切さを考えてもらう機会としています。

今後もこれらの取り組みを継続していくとともに、住民に関心を持っていただけるような講演会の開催方法の検討、平和について家庭でも話していただけるような資料配布、人権擁護委員と共同して今後の活動について見直しを行いながら啓発活動を推進します。

現状と課題

現状

- ・「平和・人権祈念講演会」を開催し、講師を招いた平和・人権に関わる講演会や戦争映画上映を通じて、住民と一緒に平和や人権について考える機会を設けています。
- ・男女共同参画講座を開催し、目指す男女共同参画社会の実現に向けて、広く住民への啓発に努めています。
- ・生徒の広島における平和学習への支援やカワセミ大学で人権に関する学習の場を設けています。

課題

- ・児童生徒や高齢者だけでなく、あらゆる年齢層を対象に、平和・人権に関する意識を高めていくことが必要です。

主な取り組み

施策の方向

(平和・人権教育の推進)

- 関係機関と連携し、人権教育や男女共同参画社会づくりをテーマにした講座や研修を開催し、啓発を推進します。
- 15年間カリキュラムの中で系統的及び教科横断的に平和・人権について学習します。

(非核平和の推進)

- 平和・人権祈念講演会を継続して開催し、住民の平和意識の高揚を図ります。
- 北方学園9年生が平和学習をするための旅費の補助を継続し、生徒の平和意識の醸成に努めます。

主な事業

事業名		担当課
1	人権同和研修会	総務危機管理課 教育委員会
2	北方学園9年生の平和学習への補助	
3	平和・人権祈念講演会	
4	平和推進事業	

重要業績評価指標 (KPI)

指標名	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和14年度)
平和・人権祈念講演会実施回数	1回	1回
平和・人権祈念講演会の出席者数	50人	200人

基本目標 II

いつまでも健やかに暮らせるまち

施策とその内容

- 1 地域福祉
- 2 高齢者福祉
- 3 障がい者(児)福祉
- 4 保健・医療
- 5 社会保障
- 6 生涯学習

1 地域福祉



今後の方向性

住み慣れた地域で児童や高齢者、障がい者等が安心して暮らしていくには、誰もが我が事として、地域全体で支え合うことが不可欠となります。そのため、子どもから高齢者まで、あらゆる年代の人が交流できる機会を提供するとともに、ボランティア活動等を通じて地域福祉の意識啓発を図り、地域の人々が地域社会における生活課題の解決に向け、地域住民、地域団体、福祉団体、社会福祉協議会、行政等が協力し、解決につなげることができるまちづくりを推進します。

現状と課題

現状

- 共生型常設型の居場所である「みんなのお家」や「芝原ふれあいのお家」を整備し、多世代交流ができるようにしました。
- ボランティア養成講座の開催をはじめ、支え合い地域づくりを推進しています。
- 関係機関が連携し、食糧支援や貸付制度の実施、ハローワークも含めた就労支援を実施しています。

課題

- 地域とのつながりの希薄化、見守りを必要とする人やその介護者の孤立が進展している中、誰もが可能な限り住み慣れた地域で自分らしく生活を送ることができるよう、どの地域においても住民同士の交流を深め、地域住民による支え合い活動を促進することが必要です。
- 多様化・複雑化している生活課題等に対応できるよう包括的な相談体制を充実する必要があります。

主な取り組み

施策の方向

(地域福祉の推進)

- ひとり暮らしの高齢者等、支援の必要な人を地域全体で支え合う環境づくりを目指し、多様化・複雑化するサービス利用者のニーズに対応できる福祉サービスの提供に努めます。
- 「生活支援活動担い手ボランティア」を育成するとともに、ボランティア自身が主体となり、自発的に活動できるよう情報の発信や、参加機会・場を充実させ、意識啓発に努めます。
- 多様化・複雑化している生活課題等に直面している世帯等に対しては、国の制度を適切に活用し、関係機関との連携を図ることにより、世帯等が深刻な状態とならないよう相談体制の充実に努めます。
- 整備した地域の活動拠点をより利用してもらえよう、設備の充実を図ります。
- 成年後見制度に関する支援体制の強化を図るため、成年後見支援センターを中核機関として制度の周知に努めます。

主な事業

事業名		担当課
1	地域福祉活動団体への支援	福祉子ども課
2	生活支援活動担い手ボランティアの養成	
3	相談支援体制の充実	
4	地域の活動拠点の充実	

重要業績評価指標 (KPI)

指標名	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和14年度)
地域福祉の面から見た住みやすいまちと思う人の割合	68.2%	80.0%
活動拠点ふれあいのお家利用者数	3,453人	4,500人

2 高齢者福祉



今後の方向性

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を続けていくために、介護関係機関・団体等との連携強化を図り、多様な主体で高齢者を支える地域包括ケア体制を強化するとともに、地域の実情に応じた総合的なサービス提供体制の整備を推進します。また、地域の見守り体制の充実を図り、高齢者の移動手手段の確保、高齢者に配慮した環境の整備、災害等の緊急時に対応ができる体制づくりを推進します。

また、高齢者を対象とした、運動・趣味等の通いの場の充実を図るとともに、社会とのつながりを維持し、「こころの健康」や「認知症予防」にも意識を向けることで、フレイル予防・介護予防を推進します。

認知症に対する正しい理解や早期発見の必要性について普及・啓発に努めるとともに、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、認知症の人だけではなく、介護者への支援についても包括的に支援できる体制の構築を図ります。

現状と課題

現状

- ・「地域包括ケアシステム」の実現に向け、地域包括支援センターの機能強化を図り、包括的な支援・サービスの提供体制の構築を推進してきました。
- ・介護予防・日常生活支援総合事業の定着を図るとともに、介護予防への意識の向上、日頃からの介護予防の取り組みの継続を推進してきました。
- ・認知症になっても、本人・介護者ともに安心して暮らすために、気軽に相談・情報共有をする場所として、認知症カフェの取り組みを推進してきました。
- ・高齢者の見守りのため、民生委員による活動の他、地域の事業者による支え合い見守りネットワーク活動を推進してきました。

課題

- 支援が必要な高齢者の在宅医療や介護、介護予防、生活支援の各種サービスをコーディネートし、身近な地域での安心した生活の保障に努めるとともに、地域の住民、医療、介護、福祉関連の機関・団体等の分野を超えた連携による「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図ることが必要です。
- 高齢者が、住み慣れた地域で、いきいきと暮らすためには、介護予防・重度化防止施策を進めるとともに、対象者の状況やニーズに合わせた介護予防プログラムを構築し、継続的な活動の実施や参加者の裾野の拡大が必要です。
- 認知症の人や介護者への支援を包括的に実施できる体制を推進するとともに、地域住民に対して認知症に関する正しい知識を広く普及啓発することにより地域住民同士での声かけや見守り、地域での支え合いの体制を構築していくことが必要です。
- 地域コミュニティの連携強化を図るとともに、支援が必要な人が地域の中で孤立することのないよう地域全体で寄り添い、支援を行うことが必要です。

主な取り組み

施策の方向

（高齢者を支える環境の整備）

- 高齢者に関する身近な相談窓口として、地域包括支援センターの周知啓発を進め、利活用を推進することにより、支援体制の強化を図ります。
- もとす広域連合と連携し、介護保険制度を適切に利用できるような制度の周知や利用のための支援に努めます。
- 医療介護福祉連絡協議会、地域ケア会議、支え合い地域づくり協議体等を実施し、地域包括ケアシステムの構築を推進します。
- 生活支援コーディネーターを中心に、地域住民との信頼関係の構築や事業の担い手となりえる人材発掘や育成に向けた環境づくりを推進します。
- できるだけ長く介護に頼らない自立した生活を続けていただくため、住民主体の活動的で継続的な通いの場を展開するとともに、地域に根ざした介護予防や生活支援サービスの充実を図ります。
- 認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チーム員を中心に、認知症高齢者の早期発見・早期治療への支援を行います。また、認知症の人やその家族、地域住民が気軽に集える「ホッと・カフェ」の開催を推進します。
- 日常的に地域の中で支え合い、助け合いの取り組みが機能する環境づくりに努めます。
- 地域の福祉ネットワーク機能の充実を図り、ひとり暮らし高齢者の孤立防止や虐待の早期発見・早期対応に努めます。

（高齢者の生きがいづくり）

- 高齢者の社会参加による生きがいづくりに向けて、高齢者を対象としたスポーツや学びの場、イベント等、活動の機会や場所を充実させるとともに、高齢者同士や世代間の交流を推進します。

主な事業

事業名		担当課
1	地域包括支援センターの運営	健康推進課 福祉子ども課
2	介護保険事業	
3	医療と介護の連携強化	
4	地域ネットワークの推進	
5	介護予防・日常生活支援総合事業	
6	社会参加の促進と生きがいづくり	
7	認知症総合支援事業	
8	地域における見守り体制の充実	

重要業績評価指標（KPI）

指標名	現状値（令和6年度）	目標値（令和14年度）
地域包括支援センターへの相談件数	908件	1,200件
住民主体の通いの場所 （地域介護予防活動支援事業 といきいきふれあいサロン）	21箇所	30箇所
認知症サポーター養成講座受講者数【延べ人数】	2,084人	2,800人
まちかど座談会活動数	1	3

3 障がい者(児)福祉



今後の方向性

障がいのある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し、理解し合える関係づくりを目指していきます。そのため、障がいに関わる啓発活動、差別の解消・虐待の防止等の権利擁護、ボランティア活動等の各種施策・事業を推進します。

障がいのある人の多くは、住み慣れた地域でいつまでも暮らしたいと考えています。そのため、地域の中で障がいのある人もない人も共に学び、生活し、様々な活動等をあたりまえに行う共生社会の実現を目指すとともに、生活支援、就労支援、療育・保育・教育、社会参加への支援等の各種施策・事業を推進します。

また、今後も継続して研修を実施し、障がい者に対する理解を深めるとともに、町内事業者に対して情報提供を行い、権利擁護の推進を図ります。

現状と課題

現状

- ・啓発活動、イベントでの交流、学校教育における福祉教育等、家庭、学校、地域等あらゆる場面において、啓発・交流を進めるとともに、基幹相談支援センターを設置し、相談体制を充実させました。
- ・平常時や災害時に適切な支援が行えるよう、見守り台帳を充実しています。
- ・妊娠期から子育て期にわたって切れ目のない支援を行い、関係機関と連携しながら早期発見、早期対応、伴走型相談支援に努めています。
- ・学校教育においては障がいのある子どもとない子どもの相互理解を深めるため、ともに学び、ともに育む教育体制に努めてきました。

課題

- ・障がいのある児童に対するサービスは、児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援へのニーズが増加しており、今後も同様に伸びていくことが予測されることから、サービス提供の充実等、障がい者(児)福祉の更なる充実が必要です。
- ・住みなれた地域で安心して生活していけるよう、障がいを理由とした差別の解消の推進に取り組み、共生社会実現のため地域住民との相互理解を図ることが必要です。

主な取り組み

施策の方向

(障がい者(児)福祉の充実)

- 福祉サービスの提供にあたり、個々に必要な支援ができるように、相談窓口での対応や情報提供等、基幹相談支援センターを中心に体制の強化を図ります。
- 療育や訓練を必要とする子どもが、それらを適切に受けられるよう、保健・福祉・教育・医療等が連携して適切な支援が受けられる環境づくりに努めます。

(障がい者(児)への配慮や権利擁護の推進)

- 職員が障がいに対する理解を更に深めるため、定期的な職員研修の実施や、庁内における相談体制の構築を推進し、障がい者に配慮した行政サービスの提供に努めます。
- 町内事業所等への継続的な情報提供とともに、研修等の実施により障がい者差別解消法の周知及び啓発に努めます。

主な事業

事業名		担当課
1	障害者(児)補装具・日常生活用具給付事業	福祉子ども課 総務危機管理課
2	障害福祉サービス給付事業	
3	障害児通所給付事業	
4	地域生活支援事業	
5	基幹相談支援センター事業	
6	重度障害者医療費助成事業	
7	重度心身障害者福祉手当支給事業	
8	障害者差別解消法の推進	

重要業績評価指標 (KPI)

指標名	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和14年度)
町による障害者就労施設等からの物品等の優先的な調達	240万円/年	260万円/年
障がい福祉の面から見た住みやすいまちと思う人の割合	新規	80%

今後の方向性

若い時から健康意識を高め、健康づくりに関する適切な情報を活用して生涯を通じて健康的な生活を送ることや、病気の早期予防・早期発見・早期治療により管理していくことで、高齢になっても住み慣れた地域でいきいきと暮らせるような健康づくりを推進します。

初期診断・治療の段階における基本的な診療の重要性を周知し、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局等の認識又は意識づけの普及を進めるとともに、入院医療や高度専門医療を含めた体系的なサービスを提供できるよう、近隣市町を含め広域的な連携体制の充実に努めます。また、健診・医療・介護等の情報を一体的に活用し、地域と連携し包括的支援の充実に努めます。

現状と課題

現状

- 各種健診（検診）において、受診率が低下している状況にあります。特定健診の結果、本町では、メタボリックシンドロームの該当者が多く、高血圧症や高血糖のリスクが高くなっており、心臓や腎臓に影響を及ぼし大きな病気につながる懸念があります。
- 町内には医療機関が多くあり、受診しやすい環境にあるとともに、総合病院が近隣市町にあり、必要な時に受診できる状況となっています。

課題

- 今後、高齢化社会における介護・医療等の社会保障費を抑え、健康寿命を延伸するためには、特定健診の受診率を高め、心血管疾患やフレイルの共通リスクである高血圧、糖尿病、脂質異常症の重症化予防に向けた更なる健康づくりの推進が必要です。
- 医師会等と協力・連携した治療中断者や未治療者への対策や、必要な時に必要に応じた医療を受診できる保健・医療の充実が求められます。

主な取り組み

施策の方向

（健康づくりの推進）

- 各種健診（検診）において、あらゆる世代が受診しやすい体制づくりを推進し、生活習慣病の発症や重症化の予防、がんの早期発見・早期治療につなげることにより、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を図ります。
- 一人ひとりが自らの健康への取り組みができるよう、ICTを活用した健康づくりに関する適切な情報発信を行うとともに、地域や職場において、支え合いながら健康の維持や向上につながる環境づくりを推進します。

（保健・医療の充実）

- かかりつけ医等を持つことを奨励し、早期の適切な治療を推進します。
- 各種健診（検診）の受診勧奨を行うとともに、健診結果を健康づくりに有効に活用できるよう、保健指導や保健・栄養相談を実施します。また、治療中断者や未治療者への対策も踏まえ、医療機関との連携体制の構築を図ります。

主な事業

	事業名	担当課
1	健康増進事業（わかば健診等、若い世代からの健康づくり・健康に関する情報発信・地域づくり）	健康推進課
2	生活習慣病予防事業（特定健診・骨粗しょう症検診・歯科検診等）	
3	重症化予防事業（特定保健指導・健康相談・健康教室）	
4	早世予防事業（がん検診・喫煙対策等がん発症予防）	
5	かかりつけ医等の奨励	
6	医療機関との連携による健診（検診）を通じた健康づくり推進	

重要業績評価指標（KPI）

指標名	現状値（令和6年度）	目標値（令和14年度）
わかば健診受診率 （19～39歳）	3.7%	5.0%
保健指導終了率	79%	80%
がん検診受診率 ※がん対策推進基本計画及び 指針に基づき算出	肺がん 4.6%	肺がん 6.0%
	大腸がん 4.6%	大腸がん 7.0%
	胃がん 2.9%	胃がん 6.0%
	乳がん 22.2%	乳がん 25.0%
	子宮頸がん 14.2%	子宮頸がん 16.0%
重症化予防事業(要受診勧奨) において、保健指導を実施し、 医療機関受診に繋がった人数	156人	170人

※40～69歳（胃がんは50～69歳、子宮頸がんは20～69歳）を対象として算定

- ・肺がん及び大腸がん

受診率＝（受診者数／対象者数）×100

- ・胃がん、子宮頸がん及び乳がん

受診率＝（前年度の受診者数＋当該年度の受診者－2年連続の受診者数）／（当該年度の対象者数）×100

※重症化予防事業(要受診勧奨)：特定健診受診者で受診勧奨値以上となった人のうち、保健指導により医療機関受診に繋がった人数

5 社会保障



今後の方向性

県が財政運営の責任主体として国民健康保険運営の中心的役割を担うこととなって7年が経過しましたが、都道府県単位化の趣旨の更なる深化を図るため、令和6年3月に「岐阜県国民健康保険運営指針」が定められ、令和11年度までの期間は、保険料水準の統一に向けた取り組みを加速化させる期間と位置付けられています。このような現状とSDGsの理念を踏まえ、岐阜県と本町が一体となり、保険者の事務を共通認識の下で実施するとともに、事業の広域化や効率化を推進します。

現状と課題

現状

- ・医療費の適正化に向け、かかりつけ医・歯科医・薬剤師を持つことやジェネリック医薬品利用差額通知書等により、ジェネリック医薬品の利用を啓発しました。
- ・市町村事務効率化作業部会で検討されてきた「高額療養費支給申請手続の簡素化」について制度化しました。
- ・国保データベース（KDB）システムのデータを活用し、特定健診未受診者の医療機関への受診状況等により、健康状態の把握に努めています。
- ・データヘルス計画に基づき、レセプト・健診情報等のデータ分析により、効率的・効果的な保健事業をPDCAサイクルで実施しました。

課題

- ・被保険者数は年々減少しているものの、高齢化等により医療費は増加傾向であることから、かかりつけ医・歯科医・薬剤師を持つことやジェネリック医薬品の利用の啓発を継続するとともに、生活習慣病の重症化予防と生活機能の低下を防止する取り組みを通じて、医療費の適正化に努めることが必要です。

主な取り組み

施策の方向

(国民健康保険の充実)

- 医療費適正化計画に基づき、かかりつけ医・歯科医・薬剤師を持つことを継続的に啓発するとともに、ジェネリック医薬品利用差額通知書の通知対象医薬品の追加及び対象年齢を拡充することにより、更なる医療費の適正化に努めます。
- 関係機関と連携を図り、事務の標準化や効率化に努めます。
- データヘルス計画に基づき、特定健診や特定保健指導を実施することを通じ、生活習慣病等の重症化予防の取り組みを重点的に行うとともに、レセプトや健診情報等のデータ分析や関係機関との連携調整により、高齢者の保健事業と介護予防について一体的な実施に努めます。

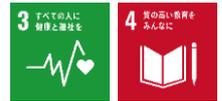
主な事業

事業名		担当課
1	医療費適正化事業	住民保険課 健康推進課
2	事務の標準化及び効率化	
3	保健事業（特定健診、特定保健指導、生活習慣病の予防）	

重要業績評価指標（KPI）

指標名	現状値（令和6年度）	目標値（令和14年度）
国民健康保険制度の広報誌掲載回数	年6回	年6回
後発医薬品利用率（数量ベース）	83.7%	85%以上
特定健診受診率	30.8%	60%以上

6 生涯学習



今後の方向性

生涯学習は、生涯にわたって行う学習活動です。学校を卒業した後も、仕事に関わる学習、暮らしを豊かにする学習、地域社会で助け合ってよりよく生きるための学習、余暇の活用等、学び続けることは充実した人生を送るために大切です。

そこで、住民のニーズに合わせた講座を引き続き開設するとともに、広報誌だけでなく、ホームページやきたがた情報メール「カワセミ便」の活用により、参加しやすい周知を図ります。そして、講座からサークルとして継続する活動につながる支援を推進します。

現状と課題

現状

- 継続講座や単発講座、児童向け講座や親子向け講座、一般成人向け講座等、ニーズに合わせた講座を開設しています。

課題

- ニーズに合わせた多様な講座を開設するとともに、参加者を増やすよう募集方法を工夫する等、講座の充実や参加しやすい環境が必要です。

主な取り組み

施策の方向

(講座の充実・学習機会の増加)

- 住民のニーズ把握に努め、趣味や教養を高めるための学習機会である、きらり講座の充実を図ります。
- 町民自主講座の育成支援を行い、生涯学習を担う人材の養成を図るとともに、多くの人に参加されるよう、新しい講座の広報を工夫し周知するよう努めます。
- 図書館サービスの充実を図るとともに、乳幼児や児童を対象とした読み聞かせの実施やボランティアの拡充により読書活動を推進します。

主な事業

事業名		担当課
1	各種講座の開催	教育委員会
2	図書館サービスの提供	

重要業績評価指標 (KPI)

指標名	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和14年度)
きらり講座参加者の満足度	85%	90%
生涯学習センター利用者数 (年間)	41,150人	43,000人
図書館利用者数 (年間)	15,406人	16,000人

基本目標 Ⅲ

地域ので守る安全・安心のまち

施策とその内容

- 1 防災・消防
- 2 防犯・交通安全

主な取り組み

施策の方向

（防災体制の充実）

- 関係機関との連携を強化し、地震や洪水等、災害別の対策強化を図ります。
- 指定避難所の非構造部材の耐震化を推進します。
- 災害協定締結企業との連絡体制の強化を図り、災害時に必要な資機材の整備、防災協定に基づく物資等の確保に努めます。
- 住民の防災意識の向上を図るため、広報きたがたやホームページの他にSNSを活用するとともに、若い世代への自主防災組織の周知を行い、参加を促進します。

（消防体制の充実）

- 消防分署の建設を推進します。
- 消防友の会、自治会等の協力も得ながら、若い世代を中心とした消防団員の確保及び育成に努めます。
- 岐阜県と連携しながら、応援事業所制度や消防団員向け特典の普及を図ります。
- 消防団の消防力強化のため、定例訓練時に様々な災害を想定した内容を取り入れるとともに、行政と消防団との更なる連携訓練を推進します。
- 新たな消防団組織についての必要性を検討します。
- 消防団車庫の建て替えの必要性を検討します。
- 車両や設備の定期的な更新を推進します。

主な事業

事業名		担当課
1	指定避難所の非構造部材の耐震化	総務危機管理課
2	災害用資機材の整備	
3	防災意識啓発事業	
4	常備消防の広域化の推進	
5	消防団員の確保・育成	
6	車両や設備の定期更新	

重要業績評価指標（KPI）

指標名	現状値（令和6年度）	目標値（令和14年度）
自主防災組織の訓練実施率	100%	100%
消防団の団員数	54人	70人

2 防犯・交通安全



今後の方向性

家庭、学校、企業、警察等と連携し、子どもの見守り活動や年々巧妙かつ複雑化している特殊詐欺（振り込め詐欺等）防止の啓発活動の推進、消費生活相談員の確保や育成に努めます。また、住民一人ひとりが防犯意識を持ち、地域が一体となって見守ることができる環境づくりを推進します。あわせて、空き家の状況把握を行うとともに空き家バンクの活用を推進します。

また、関係機関と定期的な意見・情報交換会を行うとともに交通事故防止に努め、住民には定期的に情報提供を行う等きめ細やかな活動を推進します。

現状と課題

現状

- きたがた情報メール「カワセミ便」や防災行政無線を活用して特殊詐欺防止の啓発活動を実施しています。
- 地域住民からの通報等により空き家の情報把握をしています。
- 年度初めには、学校等を訪問して幼児、児童及び生徒に対し交通安全啓発活動を実施しています。
- 道路管理者や警察との意見・情報交換を行い、信号機及び道路標識の設置を検討しています。
- 交通安全運動実施期間には、地域ぐるみで交通安全対策を実施しています。
- 自治会開催のサロンを訪問し、高齢者等に交通安全啓発活動を実施しています。

課題

- 消費生活相談員の確保や育成、特殊詐欺防止の啓発活動等の防犯体制の充実が必要です。
- 交通安全の啓発については、単発の訪問啓発活動ではなく、定期的に情報提供を行う等きめ細やかな活動による交通安全の推進が必要です。

主な取り組み

施策の方向

（防犯体制の充実）

- 特殊詐欺（振り込め詐欺等）防止の啓発等、家庭や地域、学校、企業、警察等との連携を強化し、より安心して生活できる防犯体制づくりを推進します。
- 地域住民との連携を図り、スクールガード等の防犯組織を活用してパトロールを行う等、防犯体制強化に努めます。
- 防犯灯の適正な設置間隔を検討します。
- 消費生活相談員の育成を図り、消費者問題に対応する体制づくりに努めます。
- 空き家等の現況把握やその活用、空き家バンクの活用を推進します。

（交通安全の推進）

- 交通安全運動や交通安全教室の実施、定期的な情報提供により、交通安全に対する意識の高揚や交通マナーの向上を図ります。
- 関係機関と定期的な意見・情報交換会を行い、警察の指導を受け、交通安全の課題解決に努めます。
- 道路整備時には、道路管理者や警察と協議を行い、調査、検討し適切な信号機及び道路標識の設置を要望します。
- より多くの関係者と連携を図り、地域ぐるみで交通安全に取り組む体制づくりを推進します。
- 高齢者等の交通弱者に対する交通安全講習の実施や定期的な情報提供を推進します。

主な事業

事業名		担当課
1	地域ぐるみの防犯体制の推進	総務危機管理課 教育委員会 都市環境課
2	スクールガード事業	
3	防犯灯整備事業	
4	消費者相談窓口の強化	
5	空き家対策事業	
6	交通安全運動及び交通安全教室（教育）の実施	
7	交通安全活動団体の活動支援	

重要業績評価指標（KPI）

指標名	現状値（令和6年度）	目標値（令和14年度）
刑法犯総数	118件	110件
子ども110番の家登録件数	158件	160件
交通安全教室の実施回数	25回	25回

基本目標 IV

新しい魅力を創造するまち

施策とその内容

- 1 商工業
- 2 農業
- 3 観光
- 4 文化・スポーツ

1 商工業



今後の方向性

商工会との連携により、中小企業の経営基盤強化を図っていくとともに、町内で創業する者への支援について検討します。また、商工会が実施する各種事業への補助についても継続して行います。

新たに、サテライトオフィス機能を備え、コワーキングスペース・レンタルオフィス等の機能を具備したビジネスセンターを活用し、進出企業と跡継ぎのいない既存店舗等との継業ビジネスマッチングへの支援に努めます。

今後は、大きな面積を必要としない中小企業の誘致やサテライトオフィスの活用により、都市圏から新たな企業を呼び込み、雇用の確保を図ります。

現状と課題

現状

- ・商工会は事業者に対して、地域の経済動向調査結果を提供するとともに、経営状況の分析や経営計画の作成について支援を行っています。
- ・商工会が実施する各種事業への補助を行っています。
- ・大規模な企業の誘致や交流拠点施設の整備が完了しました。

課題

- ・商工会との連携により、中小企業の経営基盤強化が必要です。
- ・町内で創業する者への支援の検討が必要です。
- ・雇用を確保するため、都市圏から新たな企業の呼び込みが必要です。

主な取り組み

施策の方向

(商工業の振興)

- 商工会との連携により、中小企業の経営基盤強化を図ります。
- 商工会が実施する各種事業への補助を継続して行います。
- 町内で創業する者への支援について検討します。

(企業誘致の推進)

- 大きな面積を必要としない中小企業の誘致やサテライトオフィスの活用により、都市圏から新たな企業を呼び込み、雇用の確保を図ります。
- 地域の活性化のため、交流拠点施設を活用した事業を検討します。

主な事業

事業名		担当課
1	商工会との連携による中小企業の経営基盤強化	政策財政課
2	商工会実施事業への補助	
3	創業支援の検討	
4	交流拠点施設を活用した事業の検討	

重要業績評価指標 (KPI)

指標名	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和14年度)
サテライトオフィスの活用により移住した者の数	新規	5人
交流拠点施設を活用して行う事業の検討	新規	実施

2 農業



今後の方向性

地域資源の一つである農地を維持するため、地域農業の将来の在り方を表す地域計画に基づいて農地利用最適化を促進します。また、農地の集積・集約化を図りながら、担い手等農業を担う人の経営改善や育成支援に努めます。

現状と課題

現状

- 座談会等を通じて、農業を担う人の現状や将来展望の把握に努めています。
- 新規就農としてトマト施設園芸が1名、イチゴの施設園芸及び加工販売が1名います。
- 中間管理機構を利用した農地の賃借により、農地の集積・集約化を図っています。

課題

- 農地等を担う人の高齢化が進んでおり、将来的に耕作放棄地が発生することが懸念されるため、対策が必要です。

主な取り組み

施策の方向

(農業の振興)

- 6次産業化戦略構想に基づき、関係機関や商工業者等で連携した加工販売等の取り組みを推進します。
- 農地の集積・集約化を図るとともに、担い手等経営体の育成支援や農業法人の参集促進に努めます。
- 新規就農者や農業法人の参集及び農地利用の最適化に努めます。

主な事業

事業名		担当課
1	6次産業化推進事業	都市環境課
2	産地ブランドづくりの奨励	
3	経営体育成支援事業	

重要業績評価指標 (KPI)

指標名	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和14年度)
農作物販売所数	0箇所	1箇所
目標年度における就農5年以内の耕作者数	2団体	2団体
地域農業の維持改善に関する座談会の開催	継続実施	継続実施

3 観光



今後の方向性

円鏡寺楼門等の歴史的建造物、戦国武将安東伊賀守にまつわる史跡、大井神社の祭礼である北方まつり等、本町が誇る観光資源を活かした観光事業を推進していくとともに、SNS等を活用し、町の魅力や観光情報の積極的な発信に努めます。

また、観光協会が実施する観光振興事業への補助を引き続き行っていくほか、円鏡寺公園で行うイベントのブラッシュアップに努めます。

今後は、周辺地域との連携により、まち巡りを誘発するような観光ルートの開発や、誘客力を高めるような観光資源のネットワークの形成についても検討します。

現状と課題

現状

- 広報誌やホームページ等で文化財や伝統行事等の観光資源をPRしているほか、職員が定期的にラジオに出演し、町の観光情報等を発信しています。
- 円鏡寺公園において、夏には盆踊り大会、毎月21日に門前市を開催する等、地域を活性化する事業を行っています。
- 観光協会が実施する各種事業への補助を行っています。

課題

- 歴史的建造物、史跡や文化財、大井神社の祭礼である北方まつりをはじめとする諸伝統行事等の観光資源を活かした観光の振興が必要です。
- 町の観光資源を広く効果的にPRするため、SNS等を活用した情報発信が必要です。
- 円鏡寺公園で行うイベントのブラッシュアップが必要です。
- 近隣市町と連携することにより、広域的な観光振興を検討していく必要があります。

主な取り組み

施策の方向

(観光の振興)

- 観光資源をPRするにあたり、SNSを活用し、効果的な情報発信に努めます。
- 観光協会が実施する観光振興事業への補助を継続して行います。
- 円鏡寺公園で行うイベントのブラッシュアップに努めます。
- 広域連携による観光資源のネットワークの形成について検討します。

主な事業

事業名		担当課
1	SNS等を活用した観光資源のPR	政策財政課
2	観光振興事業への補助	
3	円鏡寺公園で行うイベントのブラッシュアップ	
4	広域連携による観光資源のネットワーク形成の検討	

重要業績評価指標 (KPI)

指標名	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和14年度)
SNSを活用した観光資源のPR	新規	実施
広域連携による観光資源のネットワーク形成の検討	新規	実施

4 文化・スポーツ



今後の方向性

芸術文化は、豊かな人間性を育み、創造力や感性を磨く等、人格形成において極めて大切なものです。そこで、今後も芸術文化に触れる機会の充実や住民のニーズに合わせた主催事業の計画等を推進します。また、本町には史跡等の文化財が数多く存在しており、歴史的価値のあるものが多く保有されています。そこで、今後もそれらの活用等への支援に努めます。

また、生涯を通じてスポーツに親しむことは、心身の健康や生きがい、人とのつながりを育む上で、どの世代にとっても大切なことです。住民の誰もが楽しく生きがいをもって運動やスポーツに関わっていけるよう住民主体のスポーツ活動を推進します。

現状と課題

現状

- ・芸術文化に親しむための事業として、きらりホール主催の親子向けのコンサート、吹奏楽や太鼓等様々な分野の企画を実施しています。
- ・文化協会が主催する「音楽・芸能の集い」や「文化祭」等が、住民主体の活動として行われています。
- ・町の文化財について、ホームページや歴史展示資料室で情報発信を行っています。また、「北方科」の授業を通じ、歴史や文化の継承を実施しています。
- ・近年の社会環境の変化に伴い、住民のスポーツの実施目的、実施内容も高度化、多様化している中、様々なスポーツ大会を開き、生活習慣病予防や健康増進を図っています。

課題

- ・より多くの住民が芸術文化活動に参加できるよう、充実した広報等への支援を行うこと、また練習の成果や制作された作品をより多くの人に興味をもって見ていただけるよう、発表や展示の場所等について工夫することが必要です。
- ・文化財については、適切な保護方針を精査した上での保存・活用が必要です。
- ・施設の維持・修繕を適切に実施し、住民のニーズに見合ったスポーツの場の確保が必要です。

主な取り組み

施策の方向

（芸術文化活動の振興）

- 芸術文化の魅力や目的を住民にPRし、きらりホール事業、クラブサークル活動等、芸術・文化に触れる機会の充実を図ります。
- 主催事業の内容を検討し、住民が主体となった主催事業の計画を推進します。
- 文化活動に興味がある人に対して、一人ひとりの活動を紹介し、芸術・文化活動の情報交流の場となるよう、ホームページや展示等の企画の充実を図ります。
- 各種文化団体の育成支援に努めます。
- 文化的作品を展示する場や文化・芸術活動の発表の場について工夫し、それぞれの良さが伝わるように努めます。

（文化財の保存・活用）

- 広報きたがたやホームページの掲載内容について定期的に見直しを行い、文化財に関する情報の充実を図ります。
- 文化財の適正な保護活動への支援に努めます。
- 文化財や伝統行事を次の世代に継承していくために、園や学校と文化財保護協会等の団体との連携を図ります。

（スポーツに親しむ機会の充実）

- 若い世代の参加を促進し、各種競技スポーツ行事や軽スポーツ（レクリエーションを含む）教室の開催、各種大会等への支援に努めます。
- 生活習慣予防や健康増進の一助となるよう、ウォーキングコースの再整備を図ります。
- 広報きたがたやホームページ、きたがた情報メール「カワセミ便」を活用し、スポーツ活動の参加募集や活動内容の周知を図ります。
- スポーツ少年団等の団体の活性化を図るため、スポーツ少年団の魅力向上や保護者負担の軽減を図るとともに、広報活動等への支援を推進します。
- 公共施設等総合管理計画に基づき、施設設備等の計画的な改修を図ります。
- 住民のスポーツに関するニーズの把握に努め、施設の改修や備品の購入を促進し、スポーツに親しむ環境の整備を図ります。

主な事業

事業名		担当課
1	各種コンサート等の主催事業	教育委員会
2	芸術・文化振興事業	
3	芸術・文化活動広報事業	
4	各種文化財保護事業	
5	町文化財公開事業	
6	町文化財保護事業	
7	体育館施設設備の計画的改修	
8	各種教室・大会の運営支援	
9	各種スポーツ団体への支援	

重要業績評価指標（KPI）

指標名	現状値（令和6年度）	目標値（令和14年度）
きらりイベント参加者の満足度	90%	95%
体育館利用者数	50,089人	52,500人

基本目標 V

快適に住み続けられるまち

施策とその内容

- 1 都市基盤
- 2 地域公共交通
- 3 上水道・下水道
- 4 環境・衛生

1 都市基盤



今後の方向性

社会情勢や本町を取り巻く周辺の変化、地域特性を踏まえ、中長期的な視点で効率的かつ有効的な土地利用を推進します。

今後、人口減少や少子高齢化が加速度的に進むことが予想される中で、持続可能な都市構造の再構築を目指す立地適正化計画の策定について検討を行います。

生活道路の計画的な維持管理とともに、幹線道路のバリアフリー化や歩行空間の確保を推進します。

空き家の適切な管理を依頼するとともに、空き家の利活用や防犯活動を図ります。

現状と課題

現状

- 土地区画整理事業等により、土地の形態や都市計画道路・公園等の整備を図り、住環境が整ったまちづくりを推進してきました。
- 地区の特性に応じて、都市機能の誘致と自然環境の保全を効率的に図ってきました。
- 特定空き家に該当する空き家はありませんが、管理不全の空き家については、所有者へ連絡し、保全及び改善を依頼してきました。

課題

- 人口減少、少子高齢化社会に対応したまちづくりを進めるため、土地利用や都市計画等の見直しを検討する必要があります。
- 都市計画道路の未整備箇所である加茂地区の運動場加茂線について、岐阜市の未整備区間の進捗に併せて整備を行う必要があります。
- 経年劣化等により舗装や側溝の改良が必要な道路があるため、計画的な修繕と適切な維持管理が求められます。
- 公園や広場等は、施設の更新等を計画的に実施し、植栽や芝生の適切な維持管理を行うことが必要です。
- 適正な管理を促す空き家対策や定住促進が必要です。

主な取り組み

施策の方向

（都市基盤）

- 市街化区域においては健全な都市形成を推進し、市街化調整区域においては優良農地の保全を図りながら土地利用について検討します。
- 都市計画道路の未着手区間について、岐阜市の未整備区間の進捗に併せて整備を推進します。
- 日常生活や経済活動の基盤となる道路の計画的な修繕や適切な維持管理に努めます。
- 安全な歩行空間を確保するため、歩道部分の段差を解消し、バリアフリー化を推進します。
- 正確な土地情報を把握するための地籍調査業務について、実施地域や実施手法を検討します。
- 人口減少化社会に対応したまちづくりの推進に向けて、立地適正化計画策定に関する調査研究に努めます。

（空き家対策・定住促進）

- 北方町空き家等対策計画に基づき、空き家の適切な管理や利活用、空き家バンクの活用について推進し、地域の活性化や防犯力の向上を図ります。
- 移住支援施策の推進に努め、移住の促進を図ります。

主な事業

事業名		担当課
1	市街化調整区域内の土地利用の検討	都市環境課 総務危機管理課 政策財政課
2	立地適正化計画の必要性の検討	
3	地籍調査業務の着手に向けた検討	
4	歩道のバリアフリー化	
5	空き家対策事業	
6	移住支援事業	

重要業績評価指標（KPI）

指標名	現状値（令和6年度）	目標値（令和14年度）
道路の計画的な修繕の対計画実施率	100%（橋梁）	100%
歩道のバリアフリー化の新設箇所	5箇所	7箇所
空き家バンクへの登録件数	0件	3件

2 地域公共交通



今後の方向性

近年の全国的な運転手不足により、路線バスの減便等が相次ぐ中、町内バス路線を維持していくため、廃止が予定されるアユカ（岐阜バスICカード）の助成に替わる新たな助成事業を検討する等、新たな利用促進に努めます。

また、住民が利用しやすい路線網となるようバス事業者に働きかけを行っていくほか、交通弱者対策として、高齢者等を対象にタクシーの利用助成を継続して実施していきます。

現状と課題

現状

- 町内バス路線の乗客数については、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の影響を受け、大幅に落ち込んだものの、令和4年度以降は回復傾向にあります。
- アユカの助成事業を行い、利用促進を図っています。
- 岐阜連携都市圏公共交通分野連携会議、2市2町広域公共交通連絡会議、樽見鉄道連絡協議会等を通じて、近隣市町と連携を図っています。
- 有識者からなる地域公共交通協議会を定期で開催しています。
- 高齢者の町内や医療機関への移動支援としてタクシーの利用助成を行っています。

課題

- 令和8年度にアユカが廃止となる予定であるため、現在行っているアユカ助成に替わる新たな助成を検討する必要があります。
- 町内バス路線を維持していくため、利用促進を継続して実施する必要があります。
- 近隣市町との連携により、公共交通網を維持していく必要があります。

主な取り組み

施策の方向

(地域公共交通の整備)

- 町内バス路線を維持するためには利用者の確保が不可欠であるため、引き続きバスの利用促進に努め、アユカ助成に替わる新たな助成事業を検討します。
- 近隣市町と連携し、公共交通網の維持、改善等を図ります。
- 地域公共交通協議会を継続して開催し、より良い公共交通政策の推進に努めます。
- 高齢者等の移動を支援するため、タクシーの利用助成を継続して行います。

主な事業

事業名		担当課
1	バス利用促進事業	政策財政課
2	地域公共交通協議会	
3	タクシー利用助成事業	

重要業績評価指標（KPI）

指標名	現状値（令和6年度）	目標値（令和14年度）
バス利用促進のための新たな助成事業	新規	実施
タクシー利用助成件数	751件	1,200件

3 上水道・下水道



今後の方向性

上水道事業については、良質で良好な水道水源を維持し、安全でおいしい水道水を供給するため、水道施設の適切な維持管理と水源から給水栓に至るまでの一貫した水質管理に努めます。また、水道管について、基幹管路や災害時において給水が特に必要な重要給水施設に供給する管路について、優先的に耐震化を推進します。

下水道事業については、ストックマネジメント計画を策定し、長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改築を実施するよう努めます。

上水道・下水道ともに、施設の老朽化が進行し、施設の更新需要が一層増大していくため、長期的な資産管理と投資可能な財政収支の見通しに基づき、事業費の平準化を図りながら計画的な更新に努めます。また、人口減少による料金収入の減少と社会情勢の変化による維持管理費の増大による収支ギャップの解消、今後の施設の更新費用の確保のため、料金の改定を検討します。

現状と課題

現状

（上水道事業）

- 上水道事業を開始してから約 50 年が経過しています。長寿命化計画を基に老朽管から耐震管への更新工事を進めていますが、資材や人件費の高騰等の要因により、計画通り進んでおらず、耐震化率は約 12%に留まっています。
- 老朽管の破損による漏水が多発しています。漏水調査や布設替工事を実施し、有収率は 60.5%（平成 27 年度末）から 70.7%（令和 4 年度末）まで改善したものの依然低い水準で推移しております。

（下水道事業）

- 下水道事業の経営状況は非常に厳しく、一般会計からの繰入金によって賄われています。
- 供用開始してから約 25 年が経過し、特に処理場の設備の老朽化が急速に進行しています。現在、ストックマネジメント計画及び総合地震対策計画を策定し、設備の更新や耐震化を進めています。

課題

- 更新時期を迎える施設の計画的な更新や耐震化には多額の投資が必要である一方で、節水機器の普及や人口減少に伴い、料金収入が大幅に減少することが見込まれていることから、事業を持続するための財源を確保することが必要です。

主な取り組み

施策の方向

（上水道の維持管理）

- 水道施設の点検や水質検査を計画的に実施し、安全でおいしい水を安定的に供給するよう努めます。
- 基幹管路や、災害時において給水が必要な給水施設への管路の耐震化を推進します。
- 事業費の平準化を図りながら、計画的に水道施設の更新に努めます。
- 人口減少による料金収入の減少と社会情勢の変化による維持管理費の増大による収支ギャップの解消、今後の施設の更新費用の確保のため、水道料金の改定について検討します。
- 将来にわたって安定的に事業を継続していくため、PDCAサイクルを実施し、事業の検証・見直しに努めます。

（下水道の維持管理）

- ふれあい水センターの耐震化を推進します。
- スtockマネジメント計画を策定し、下水道施設を計画的かつ効率的に管理するよう努めます。
- 事業費の平準化を図りながら、計画的に下水道施設の更新に努めます。
- 下水道の未接続者に対する広報を継続し、接続率の向上に努めます。
- 一般会計からの基準外繰入金に頼らない経営とするため、下水道使用料の改定を検討します。
- 安定的に事業を継続していくため、PDCAサイクルを実施し、事業の検証・見直しに努めます。

主な事業

事業名		担当課
1	水道管耐震化事業	上下水道課
2	老朽管布設替事業	
3	ふれあい水センター耐震化事業	
4	下水道ストックマネジメント事業	
5	経営戦略推進	

重要業績評価指標（KPI）

指標名	現状値（令和6年度）	目標値（令和14年度）
水道管の耐震化率	12.0%	14.0%
有収率（上水道）	68.9%	75.0%
下水道接続率	87.4%	91.0%

4 環境・衛生



今後の方向性

循環型社会の形成に向けて、住民のごみ減量化・再資源化に対する意識向上を図るため、企業・各種団体等と協働しながら啓発活動を行っていきます。

脱炭素社会の実現に向け、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づいてカーボンニュートラルに対する活動を推進します。

現状と課題

現状

- ごみの分別収集について定期的な啓発を行い、住民の意識向上を図っています。
- 空き地の適正管理、不法投棄、ペット飼育のマナー等について、広報誌等での啓発や立て看板を設置して注意喚起しています。
- 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、温室効果ガスの排出量削減、吸収作用の保全及び強化を推進しています。

課題

- 資源ごみの分別ルールを理解・徹底してもらうため、様々な機会を通じて啓発していくことが必要です。
- 適正なごみ処理体制を維持するため、リサイクルセンターの長寿命化の推進が必要です。
- 住みやすいまちを維持するため、不法投棄や野焼き防止に関する啓発活動を継続していくことが必要です。

主な取り組み

施策の方向

（循環型社会の形成と脱炭素社会の推進）

- 資源分別によるごみの減量化・再資源化を更に加速させるため、啓発活動を継続するとともに、住民や事業者等と連携しながら循環型社会の形成と脱炭素社会の実現を推進します。
- 日常生活の基盤となるごみ処理体制を維持していくため、リサイクルセンターの設備の更新を図り、長寿命化に向けた維持管理に努めます。

（環境保全活動の推進）

- 住民や企業、各種団体が主体となる環境保全の体制づくりを推進します。
- 空き地の適正管理や不法投棄防止、ペット飼育マナー改善のための啓発活動を継続し、生活環境の向上に努めます。

（環境汚染防止対策の推進）

- 環境汚染総合調査の継続や企業との連携を図る等、公害防止や環境保全の監視に努めます。

主な事業

事業名		担当課
1	ごみ減量化、再資源化の推進	都市環境課
2	リサイクルセンター長寿命化事業	
3	地域住民等による環境保全活動支援事業	
4	町内一斉美化運動、町内河川美化運動	
5	生活環境向上のための啓発事業	
6	環境汚染防止対策事業	

重要業績評価指標（KPI）

指標名	現状値（令和6年度）	目標値（令和14年度）
地域団体による資源回収量	12,220kg	現状維持
小型家電回収重量	940kg	2000kg
環境保全活動支援団体数	1団体	2団体

基本目標 VI

つながりの輪を広げ共に支えあうまち

施策とその内容

- 1 住民参加・協働
- 2 地域コミュニティ・ボランティア
- 3 行財政運営

1 住民参加・協働



今後の方向性

住民の意向を町の施策に反映することができるよう、住民が町政に参画する機会の充実に努め、若い世代をはじめ幅広い年齢層の町政への参加を促進します。また、「町民対話集会」や「北方町役場に望む声」等、住民の意見や要望を聴く機会の確保に努め、集約した意見や要望については、情報共有を適切に行うことにより、住民にフィードバックするよう努めます。

住民と行政が共通の認識でまちづくりを推進していけるよう、広報きたがたやホームページ、きたがた情報メール「カワセミ便」により、迅速かつ正確な情報提供を継続して行っていくとともに、情報提供体制やその内容について住民の評価や満足度を把握することで、より充実したサービスの提供に努めます。

現状と課題

現状

- ・町民対話集会等においては、若い世代の参加を促進していますが、参加者の年齢層は依然として高く、若い世代の町政への参加機会が少ない状況です。
- ・町民対話集会や北方町役場に望む声等、住民の意見を聴く機会を設けています。
- ・広報きたがたやホームページにおいては「見やすく、わかりやすい」をコンセプトに、住民にとって必要な情報の正確な伝達に努めるとともに、きたがた情報メール「カワセミ便」を活用し、スピーディーかつタイムリーな情報提供を行っています。

課題

- ・若い世代の町政への参加機会の確保や促進が必要です。
- ・住民の意見を聴く機会を継続して設けていく必要があります。
- ・情報提供体制に関する住民の評価や満足度についての把握が必要です。

主な取り組み

施策の方向

(住民参加と協働の推進)

- 幅広い年齢層、とくに若い世代の町政への参加、行政との協働を推進します。
- 町の施策に住民の意向を反映させるため、住民が町政に参画する機会の充実に努めるとともに、住民の意見や要望を聴取する機会の確保に努めます。
- 住民の意見や要望がどのように政策に反映されたか等についてのフィードバックに努めます。

(情報提供・情報公開の充実)

- 住民と行政が共通の認識でまちづくりを推進していけるよう、各種媒体により迅速かつ正確な情報提供に努めます。
- 情報提供体制や内容等について、住民の評価や満足度の把握に努めます。
- 積極的な情報公開及び情報公開制度の適切な運用により、住民の行政に対する信頼と理解を更に深め、公正で透明な行政の実現を図ります。

主な事業

事業名		担当課
1	住民協働によるまちづくり事業	政策財政課 総務危機管理課
2	「わかりやすい予算説明書」発行事業	
3	町民対話集会（予算説明会）	
4	北方町役場に望む声	
5	広報きたがた・ホームページ等情報提供媒体の充実	
6	情報公開制度の適切な運用	

重要業績評価指標（KPI）

指標名	現状値（令和6年度）	目標値（令和14年度）
町民対話集会に参加した30歳代未満の人の割合	10%	30%
ホームページに対する住民の評価や満足度の把握	新規	実施
きたがた情報メール「カワセミ便」の登録者数	2,731人	5,000人

今後の方向性

自治会が各関係者へ情報提供を行ったり、関係者間における連携にあたり、デジタルの活用を検討します。

また、自治会内での回覧等においてもデジタル化を検討する等、自治会活動の省力化や効率化を推進します。

現状と課題

現状

- 新型コロナウイルス感染症により、計画期間の約半分において各団体の交流や連携活動を行うことができませんでした。
- 役員の高齢化や住民の帰属意識や連帯意識の希薄化により、自治会活動に消極的な住民が増加している傾向にあります。
- 住民の創意工夫によるまちづくり活動に対して助成を行っています。

課題

- 少子高齢化も伴い、新型コロナウイルス感染症が5類に移行した後も団体の解散、活動の規模縮小が増える等連携が希薄化しているため、連携促進に向けた取り組みが必要です。
- まちづくり活動助成については、助成団体の数年以内の自立を目指して行っていく必要があります。

主な取り組み

施策の方向

(地域自治活動・地域交流の活性化)

- 自治会や老人クラブ、子ども会等様々な団体の活動の更なる活性化とともに、デジタルを活用した情報共有を図り組織間の連携を推進します。
- 既存事業の見直しや新たな自治活動を模索するとともに、自治会回覧のデジタル化を推進します。
- 地域の課題を解決し、地域の活性化につながる活動を推進するとともに、既存団体の活動内容の充実を推進します。
- 創意工夫にあふれたまちづくり活動を実施する団体への助成を行います。

(地域ボランティアの推進)

- 各課の連携により、ボランティアに活動の場を提供できるよう努めるとともに、児童生徒の主体的な活動を支援できるようボランティアカードを工夫し、地域で育つボランティア活動の充実に努めます。

主な事業

事業名		担当課
1	自治会における地域活動への支援	総務危機管理課 政策財政課 教育委員会
2	地域の組織や団体の連携による活動展開への支援	
3	ボランティア団体の活動支援	
4	まちづくり活動団体への助成	

重要業績評価指標 (KPI)

指標名	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和14年度)
自治会連絡協議会事業協力費や公民館の下水道基本料金及び公民館等建設費補助金、まちづくり活動助成金の交付件数	自治会 49 件 下水補助 22 件	自治会 49 件 下水補助 22 件
まちづくり活動団体の自立件数	0 件	2 件

3 行財政運営



今後の方向性

老朽化が進む上下水道関連のインフラ整備が最重要課題である中、本町としての事業への優先度や費用対効果を十分に考慮するとともに、施設使用料や上下水道料金の見直し等、住民サービスの維持と応分の負担のあり方について検討します。

市町村間連携の特性を生かし、施設の整備方針や維持管理等、広域的な運営により合理化を図るとともに、広域化された各種事業については、継続的に成果や問題点等の検証を行い、改善していくよう努めます。

現状と課題

現状

- 庁内にあっては、職員のスキルアップや組織力の向上を図り、より効率的な行財政運営を目指すとともに、施設の統廃合等による合理化により、将来負担の縮減を図っています。
- コロナ禍や急激な円安の影響による物価高等により、中長期的な財政見通しが立てづらい状況となっています。
- 岐阜市を中心とする連携中枢都市圏に参加し、人口減少社会における持続可能な社会づくりを目指しているものの、参加市町の個別事情等により事業化される取り組みは少ない状況となっています。
- 各種事業の広域化については、国保事業が県内で統一され、事務の効率化が図られています。

課題

- 効率的な行財政運営にあたっては、受益と負担の適正化の検討が必要です。
- 消防事業については、岐阜市消防と統合したことにより、広域化による効果等を注視していく必要があります。

主な取り組み

施策の方向

(効率的な行財政運営の推進)

- 町税の適正かつ公平な賦課及び徴収に努めて税金の確保を図り、健全な財政運営を推進します。
- 職員が各種研修に出席しやすくなる職場環境を整えると同時に、DX推進により無駄のない効率的な行財政運営を推進します。
- 重点的かつ効率的な予算配分を行い、受益と負担の適正化に努めます。
- 公共施設等総合管理計画と地方公会計での財務資料等により、個別事業の優先度や費用対効果を踏まえ、より安定した財政運営を推進します。

(広域行政の推進)

- 市町間連携の特性を生かし、施設の整備方針や維持管理等、広域的な運営により合理化が図られる取り組みを推進します。
- 国保や消防も含めて、広域的に実施されている事業について、継続的にその成果や問題点等を検証し、改善する仕組みの構築に努めます。

主な事業

事業名		担当課
1	自主財源の確保（公正な賦課徴収）	税務課 政策財政課 総務危機管理課
2	ICT（情報通信技術）を活用した事務の効率化	
3	公共施設等総合管理計画の改訂	
4	市町村間における事業連携の推進	
5	組織・機構の見直し	

重要業績評価指標（KPI）

指標名	現状値（令和6年度）	目標値（令和14年度）
公共施設等総合管理計画の改訂	新規	適宜実施
岐阜連携都市圏による連携事業数	52事業	60事業